

## 報告事項 8

教育長の臨時代理による教育委員会規則の制定について

平成 30 年 3 月 9 日開催の教育委員会会議における議決に基づき、教育委員会を臨時に代理し、以下のとおり教育委員会規則を制定したので、報告する。

平成 30 年 4 月 16 日

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

### 1 制定した教育委員会規則

- (1) 神戸市立小磯記念美術館条例施行規則の一部を改正する規則  
(平成 30 年 3 月教育委員会規則第 48 号)
- (2) 神戸ゆかりの美術館条例の一部を改正する規則  
(平成 30 年 3 月教育委員会規則第 49 号)

### 2 臨時代理を行った理由

平成 30 年 3 月 31 日までに公布する必要がある規則について、規則制定の根拠となる条例案に関する市会の議決の日程等の都合により、教育委員会会議に付議するいとまがなかったため。

### 3 公布日

平成 30 年 3 月 30 日

神戸市立小磯記念美術館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

神戸市教育委員会

教育長 雪村新之助

神戸市教育委員会規則第48号

神戸市立小磯記念美術館条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立小磯記念美術館条例施行規則（平成4年7月教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表中「小学生・中学生」を「大学生」に改め、高校生・大学生の項を削る。

第7条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第8号までを2号ずつ繰り上げる。

第8条第3項中「第3号、第4号又は第7号」を「第1号、第2号又は第5号」に改め、「第3号又は第7号」を「第1号又は第5号」に改める。

様式第1号、様式第2号、様式第5号及び様式第6号を次のように改める。

様式第1号（第6条関係）

（個人入館券）

神戸市立小磯記念美術館個人入館券			
大学生	（個人）	100円	大学生（個人）
一般	（個人）	200円	一般（個人）
本券は、1人1回に限り有効			
神戸市教育委員会		No.	No.

様式第2号（第6条関係）

（団体入館券）

神戸市立小磯記念美術館団体入館券			
大学生	（団体）	50円	大学生（団体）
一般	（団体）	160円	一般（団体）
本券は、1人1回に限り有効			
神戸市教育委員会		No.	No.

様式第5号(第8条関係)

入館申込書兼入館料減免申請書		No. _____			
		年 月 日			
神戸市教育委員会 教育長 あて					
住 所 _____					
団体名 _____					
代表者 _____		☎( ) —			
連絡・引率責任者 _____		☎( ) —			
<p>次のとおり利用を申し込みます。</p> <p>あわせて、入館料の減額・免除(神戸市立小磯記念美術館条例施行規則第8条)を申請します。</p> <p>ア <input type="checkbox"/> 免除    イ <input type="checkbox"/> 減額</p>					
<p>入館目的</p> <p style="text-align: center;">ア 児童福祉法第39条, 学校教育法第1条に規定する学校園の幼児, 児童, 生徒, 学生を引率する教職員</p> <p style="text-align: center;">イ その他( )</p>					
<p>入館年月日      年    月    日( 曜日)午前 時    分から</p> <p style="text-align: right;">午後 時    分まで</p>					
<p>展示区分      ア <input type="checkbox"/> 特別展示</p> <p style="text-align: center;">イ <input type="checkbox"/> その他の展示</p>					
入 館 人 員		人 員(人)	入 館 料(円)	金 額(円)	
	一 般				
	大 学 生				
	高 校 生				
	中 学 生				
	小 学 生				
	引 率 教 職 員 計				
<p>備 考</p> <p>太枠内は、記入しないでください。</p>			決 裁		受付年月日  受付者印



附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

神戸ゆかりの美術館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

神戸市教育委員会

教育長 雪村新之助

神戸市教育委員会規則第49号

神戸ゆかりの美術館条例施行規則の一部を改正する規則

神戸ゆかりの美術館条例施行規則（平成27年12月教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第8号までを2号ずつ繰り上げる。

第7条第3項中「第5号」を「第3号」に、「第8号」を「第6号」に、「第7号」を「第5号」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「小中高生・65歳以上」を「大学生」に改める。

様式第3号及び様式第4号を次のように改める。







附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

教第 82 号議案

教育長の臨時代理による「神戸市立小磯記念美術館条例施行規則の一部を改正する規則」の制定の件

「神戸市立小磯記念美術館条例施行規則の一部を改正する規則」の制定について、教育長に委任する事務等に関する規則（昭和 31 年 11 月教育委員会規則第 8 号）第 3 条の規定に基づき、教育長をして臨時に代理させる。

平成 30 年 3 月 9 日提出

神戸市教育委員会

教育長 雪 村 新 之 助

理 由

平成 30 年 4 月 1 日に適用する必要がある規則について、規則制定の根拠となる条例に関する市会の議決の日程等の都合により、教育委員会会議に付議するいとまがないため。

教第 83 号議案

教育長の臨時代理による「神戸ゆかりの美術館条例施行規則の一部を改正する規則」の制定の件

「神戸ゆかりの美術館条例施行規則の一部を改正する規則」の制定について、教育長に委任する事務等に関する規則（昭和 31 年 11 月教育委員会規則第 8 号）第 3 条の規定に基づき、教育長をして臨時に代理させる。

平成 30 年 3 月 9 日提出

神戸市教育委員会

教育長 雪村新之助

理 由

平成 30 年 4 月 1 日に適用する必要がある規則について、規則制定の根拠となる条例に関する市会の議決の日程等の都合により、教育委員会会議に付議するいとまがないため。

神戸市立小磯記念美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 30 日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第48号

神戸市立小磯記念美術館条例の一部を改正する条例

神戸市立小磯記念美術館条例（平成4年3月条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

区 分	入 館 料（1 人 1 回 につ き）	
	個 人 利 用	団 体 利 用 （30人以上）
大 学 生	100円	50円
一 般	200円	160円

備考

- 1 この表において「大学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等専門学校若しくは大学に在学する学生（高等専門学校にあっては、4年生及び5年生に限る。）又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 この表において「一般」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校若しくは大学に在学する児童、生徒若しくは学生又はこれらに準ずる者及び同法第1条に規定する小学校に就学するまでの者以外の者をいう。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

神戸ゆかりの美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

神戸市長 久元喜造

神戸市条例第49号

神戸ゆかりの美術館条例の一部を改正する条例

神戸ゆかりの美術館条例（平成18年12月条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表児童，生徒及び高齢者の項中「児童，生徒」を「大学生」に改め，同表の備考第2項中「児童，生徒」を「大学生」に，「小学校，中学校若しくは高等学校に在学する児童若しくは生徒」を「高等専門学校若しくは大学に在学する学生（高等専門学校にあつては，4年生及び5年生に限る。）」に改め，同表の備考第3項中「児童，生徒及び高齢者並びに学校教育法」を「年齢が満65歳以上の者，学校教育法第1条に規定する小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校，高等専門学校若しくは大学に在学する児童，生徒若しくは学生又はこれらに準ずる者及び同法」に改める。

附 則

この条例は，平成30年4月1日から施行する。